南信州広域連合議会総務産業委員会

令和6年11月20日

南信州広域連合議会 総務産業委員会会議録

令和6年11月20日(水) 午後2時00分 開議

- 1. 開会
- 2. 委員長あいさつ
- 3. 副管理者あいさつ
- 4. 議案審査
 - (1) 議案第23号「南信州広域連合文化芸術活動支援センター条例の制定について」
 - (2) 議案第25号「令和6年度南信州広域連合一般会計補正予算(第3号)案」
 - (3) 議案第27号「令和5年度南信州広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」のうち、当 委員会付託分【別紙分担表】
 - (4) 議案第28号「令和5年度南信州広域連合南信州広域振興基金特別会計歳入歳出決算認定について」
- 5. 閉会

総務産業委員会

令和6年11月20日

南信州広域連合議会 総務産業委員会

日 時 令和6年11月20日(水) 午後2時00分~午後2時49分

場 所 広域連合事務センター 206・207号会議室

出席者 福澤委員長、宮澤副委員長、下平委員、木下(幸)委員、坂巻委員、

平松委員、三浦委員、大蔵委員、古川委員、山崎委員

事務局 髙田副管理者、吉川事務局長、滝沢事務局次長兼総務課長、壬生広域振興係長、

伊藤書記長

- 1. 開 会
- 2. 委員長あいさつ
- 3. 副管理者あいさつ

4. 議案審査

No	項目名	資料	頁
1	議案第23号「南信州広域連合文化芸術活動支援センター条例の制定について」		5
2	議案第25号「令和6年度南信州広域連合一般会計補正予算(第3号)案		11
3	議案第27号「令和5年度南信州広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」のうち、当委員会付託分【別紙分担表】		12
4	議案第28号「令和5年度南信州広域連合南信州広域振興基金特別会計歳入歳 出決算認定について」		15

5. 閉 会

1. 開 会 午後 2時00分

(福澤委員長) 当委員会に対しまして、議案の補足説明のため、事務局総務課 壬生広域振興係長の 出席について申し入れがありまして、許可をいたしましたのでよろしくお願いします。

ただいまから、南信州広域連合議会総務産業委員会を開会いたします。

現在の出席委員は、10名でございます。

それでは、会議次第に基づき進めてまいります。

2. 委員長あいさつ

(福澤委員長) 開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

改めまして、皆さん、こんにちは。本当ここ2日間ぐらいですね、だいぶ寒くなってまいりまして、今年も早いもので残る月が一月ということになってきました。それぞれの議会忙しいところだと思いますが、12月議会がそろそろ告示になって、これから始まっていくというところで大変お忙しいところ、今日は総務産業委員会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

議案のほうを見ていただきますと、今日はですね、文化芸術活動の支援センター、早速今日も入ってくると作業をしておりますが、設置条例の件、それから補正予算、それから決算認定ということで非常に盛りだくさんでございます。

また、委員会が終わった後の協議会の中では行政評価も行っていただくということで、評価の部分を見ていただきますと27あるうちの13がこの総務産業委員会ということで、特に盛りだくさんの内容となっておりますけれども、執行機関側の皆さんには分かりやすく丁寧な御説明をお願いをしたい、なおかつ簡潔明瞭にお願いをしたいということでちょっと矛盾しておりますけれども、ぜひよろしくお願いしたいと思います。また委員の皆さんには、内容も重要な案件でありますので、活発な御審議をぜひお願いしたいと思います。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

3. 副管理者あいさつ

(福澤委員長) ここで、副管理者からごあいさつをいただきたいと思います。

髙田副管理者。

(髙田副管理者) 皆さん、こんにちは。お世話になります。副管理者の髙田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、総務産業委員会の開会に当たりまして、ごあいさつをさせていただきたい と思います。

南信州広域連合は、規約で定めております第2回の定例会11月ということでございますので、一般会計や特別会計の前年度の決算を説明させていただいて認定をいただくという大事な議会でございます。常任委員会制度がスタートいたしまして3年目ということになりますが、分担する分野での説明をさせていただきますので、次年度への予算編成に向けて、あるいは計画策定に向けてという形で御意見をいただければありがたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

それから、1つお願いといいますか、感想といいますか、申し上げたいと思います。

現在、広域連合の次期の広域計画の策定の検討作業を進めておりまして、最終日の全員 協議会でその検討状況を素案という形で御説明させていただく予定でおりますけれども、 その中で私も関わってまいりまして感じていることを申し上げたいと思います。

今度の広域計画は令和7年度から令和11年度までの5年間という期間で計画を策定するということでございまして、教育や産業や医療福祉や様々な分野から御推薦をいただいた策定委員会、それから各市町村や県の関係機関等から選出をいただいた検討会議という2つの組織を持って約半年協議をしてまいりました。

その中でですね、各分野、行政も含めて共通して喫緊の課題ということで取り上げられているのが、人材不足・担い手不足にどう対応するかということでございます。本当に委員の皆さん、それぞれの分野から本当に困っているというお話をたくさんいただいておりますけれども、そういう意味では、将来にわたってこの地域を維持していくという面では、その課題に早急に対応しなきゃいけないというそういう危機感は委員の方々も、それから市町村の職員も含めて共有はできているかなというふうに思っております。それを具体的にどう施策に結びつけて、広域連合としてどう取り組むかというところは、まだまだこれは具体的な取組はこれからかなというふうに思っております。

また、広域連合という組織も今ありますけれども、市町村ですとか、あるいは県ですとか、それから町村の各ブロック単位での総合事務組合みたいな制度もありますので、どういうところがどう連携を取ってこの課題に取り組むのかっていうところは、これからしっかりと検討する必要があるだろうというふうに思っております。広域計画になかなかその具体的なところまで書き込めないというふうに私は思っておりますけれども、これから試行錯誤しながら施策をつくっていくというそういう段階かなというふうに思っております。ぜひ、その辺をこれからも御意見を賜ればありがたいなと思っております。これから向こう5年間の大事なテーマになるかなというふうに思っておりますので、そんなことを今考えております。ぜひ、議会側にもその点含めまして協議をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、申し上げましてごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

4. 議案審査

(1) 議案第23号「南信州広域連合文化芸術活動支援センター条例の制定について」

(福澤委員長) これより、議案の審査に入ります。

初めに、議案第23号「南信州広域連合文化芸術活動支援センター条例の制定について」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

淹沢事務局総務課長。

(滝沢事務局総務課長) それでは、議案第23号について御説明いたしますので、条例案を御覧いた だきたいと思います。

長野県飯田創造館に代わる施設といたしまして、現在、旧地場産業振興センター、工業技術センター、EMCセンターの改修を進めております。地域住民の文化芸術活動の場、及び次世代の文化芸術活動の担い手を育成する場となりますよう、新たに南信州広域連合文化芸術活動支援センターを設置し、管理したいとするものでございます。

それらの条例の内容でございます。

第1条では、条例の趣旨。第2条では、設置について定めてございます。第3条では、 開館時間及び休館日を。第4条及び第5条で、使用の申請許可及び取消等を。続いて、 第6条に参りまして、第6条から第8条までが展示室等の使用料に関する事項について 納付、それから額ですとか減免等を。第9条から第11条までが冷暖房の使用料に関す る事項を。第12条から第14条までが備品等の使用料に関する事項を定めてございま す。

議案第23号の4ページを御覧いただきたいと思います。

こちらが使用料の一覧表となります。 4ページが部屋の使用料、5ページが冷暖房使用料、6ページが備品等の使用料となります。

使用料につきましては、広域連合が公の施設として設置しますので、現在の飯田創造館の利用者だけでなく、広く郡市民の皆さんに使っていただきたいとの趣旨から、現在の飯田創造館の使用料より低く設定してございます。

また、第7条を御覧いただきたいと思いますが、第7条第1項に規定しますように、 構成員の過半数が、南信州圏域に居住する文化芸術活動団体が入場料を徴収しない展示 会、または発表会を開催する場合の規定を設けますとともに、次世代の文化芸術活動の 担い手を育成する場として提供したいことから、第8条第1項第1号に規定しますよう に、使用団体の構成員の過半数、または使用団体が主催する講座の参加者の過半数が2 5歳以下である場合の減免規定を設けてございます。

詳細は御覧いただきたいと思いますが、あわせて委員長の許可を得まして、議案補足 説明資料としまして、この建物の平面図をつけておりますので合わせて御覧いただきた いと思います。

例えば、展示室の場合を御覧いただきたいと思います。

平面図でいきますと、A棟の1階中央部分の展示室というところになります。例えば、この展示室の場合ですが、午前の場合の使用料としますと2600円と表では規定してございます。あとは2600円の下に1560円と欄が2段に分かれておりますが、下段は、申込み団体の構成員の過半数が、南信州圏域に居住する団体が入場料を徴収しない展示会または発表会を開催する場合の料金としてございます。

また、現行の飯田創造館では、木曜日に展示準備、金・土・日・月と展示、火曜日に 片づけを行う展示会が行われていることから、パック料金を設けております。今度設置 しますセンターにおきましても、同様の展示パックという料金を設けたいとするもので ございます。

条例に戻りまして、3ページを御覧いただきたいと思います。

第15条及び第16条で原状回復義務、それから遵守事項を定めております。附則は、 施行期日を令和7年4月1日と定めたいとするものでございます。

議案の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(福澤委員長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。

坂巻委員。

(坂巻委員) 10番、坂巻です。

条例の中に減免という文言が出てくるんですけれども、例で言いますと、第8条 (1)使用団体の構成員の過半数または使用団体が主催する講座の参加者の過半数が2 5歳以下っていう、その年齢も含めてなんですけどもその辺の決められた理由をお聞き したいのと、あとただいま説明のありましたパック料金というのはどこで設定されてい るのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。その減免については、他の条項に も出てきておりますけれども、あわせてお聞きしたいと思います。

(福澤委員長) 滝沢総務課長。

(滝沢事務局総務課長) まず、減免について設けた理由でございますが、条例の設置の目的にもありますように、広域連合は公の施設として設置するということでありますので、現在の飯田創造館の利用者だけではなく、さらに特に若年層の郡市民の皆さんに使っていただきたいという趣旨からこのような規定を設けてございます。また、市町村では部活動の地域移行も検討されておりまして、文化系の部活動の場として提供したいという意図もございます。

パック料金につきましては、4ページを御覧いただきたいと思います。別表第1、第7条関係、展示室等の使用料の表がございますが、中段、展示パック(展示室、ロビー、スタッフルーム)、木曜日から翌火曜日までが4万円と。以下2万4,000円というものがパック料金の設定になってございます。

説明は、以上となります。よろしくお願いします。

(坂巻委員) 理解いたしました。ありがとうございます。

(福澤委員長) そのほかいかがでしょうか。 山崎委員。

(山崎委員) 7条のところで、構成員の過半数が、南信州広域連合規約第3条に規定する広域連合 の区域に居住する文化芸術活動団体とあるんですけど、これって分かるんですか。

(福澤委員長) 滝沢総務課長。

(滝沢事務局総務課長) どういう団体かっていうのは、まず利用する際に、今考えているのは、利用 する団体の構成員名簿を提出していただいて、構成している方々がどこに住んでいるか ということまで把握をして、こういう団体に該当するか該当しないかっていうことを行 いたいと今予定してございますので、そうやって把握をしたいとするものでございます。

(福澤委員長) 山崎委員。

(山崎委員) 把握はできるということです。第8条の(1)ですけど、先ほど坂巻議員が御質問されたとこですけど、参加者の過半数が25歳以下である場合とあるんですけど、これも把握ができるんですか。

(福澤委員長) 滝沢総務課長。

(滝沢事務局総務課長) こちらについても、今予定しているのは、講座等を開く場合にどのような方を対象に集めるかというようなことで詳しくお聞きをする中でそういったことを把握したいなというふうに今考えてございます。

(福澤委員長) 山崎委員。

(山崎委員) どういった方を集めるかというのは年齢制限だけじゃないと思うんですよね。年齢制限だけで把握するならそれは分かるかもしれませんけど、どういった方をここに参加していただこうかっていうことの把握だと、年齢って把握できないんじゃないかなと思うんですけど、その辺りどうなんです。

(福澤委員長) 吉川事務局長。

(吉川事務局長) 事務的にどのように判断するかという細部につきましてはこれから決めてまいりま

すけれども、私どもの現在のイメージといたしますと、まずこの特別料金といいますか、 自主的にそういう料金の適用を受けることを希望される方につきましては、構成員がど ういう構成になっているかというのを資料としていただいて判断をするというような形 なのかなというふうに思っておるところでございます。

(福澤委員長) 山崎委員。

(山崎委員) そうすると、そういう団体の皆さんにはどういう方がここに参加するんだっていうような名簿提出みたいなものをされるという、こういうイメージですかね。

(福澤委員長) 吉川事務局長。

(吉川事務局長) 名簿まで、例えば氏名、年齢、住所みたいなところまで求めどうかというのはちょっとまだあれでございますけれども、少なくとも参加される方々の年齢構成みたいなものは資料としていただく必要があるのかなというふうに思っております。

具体的に想定しておりますのは、主には学生さん、生徒さん、児童さんという方を中心とした使用内容というようなことでございますので、過半数というふうにいたしますというのは、例えば1つの団体の中にたまたま若い方が何人かいらっしゃるというところではなくて、もうほとんどが若い方だというような使用でございますので、その辺は運用の中で判断ができるのかなというふうに判断をしております。

(福澤委員長) 山崎委員。

(山崎委員) 私が心配するのはですね、やっぱりこれ安く使えるというそういう話ですので、ほかの方たちがその団体を使ってるのを見て、この制度を知ってる方が安く使ったかどうかっていうのはその人は分からないかもしれませんけど、何か参加者の顔ぶれを見たときに疑義を生じてあつれきが起きないかっていう、そこの実は心配あるんですね。つまり、公平性・平等性の観点からいったときに、もしあつれきが生じるということになると逆効果になるんじゃないかという、こういう心配があるんですけど、その辺りはどんなふうに検討されたんですかね。

(福澤委員長) 吉川事務局長。

(吉川事務局長) 先ほどの説明にもありましたように、この対象になるものというのが、例えばですね、学生さんの団体であるとか、あるいは学生さん向けの講座のようなものであるとか、あるいは現在検討されております、いわゆる部活動、文化系の部活動の地域移行みたいな中での使用というようなことに関しましては、私どもとすると積極的に使っていただきたい、利用料金の負担についても非常に安く使っていただく必要があるだろうということで、そういう事業内容とその他の一般的ないわゆる活動団体の使用というのはイメージとして相当差があるのではないかということを想定をしております。特に、言い方が悪いですけども、使用料を安くするがために参加者の年齢層をコントロールするというような使い方というのはあまり想定ができないのかなというふうに思っておるところでございます。

(福澤委員長) 山崎委員。

(山崎委員) 学生さん、今の説明だと、もう学生さんたちが使ってもらうのがメインで考えている と。そうしたときに、25歳以下っていうその定義というのは、どういうことなんです か。

(福澤委員長) 吉川事務局長。

(吉川事務局長) この地域は4年制の大学がございませんので、例えばそれが20歳以下とかという

ことでも、もしかしたらよかったのかもしれませんけれども、短期大学でもストレートに入学される方ばかりではないと思いますし、コアカレッジさんについても同じようなことということ。さらには、将来において4年制大学だとか、あるいは大学院というようなことの誘致、設置みたいなことも私どもの活動といたしますと努力をしておりますので、そういったところを総合的に勘案をいたしまして25歳というようなところでラインを引きたいという、そういう趣旨でございます。

(福澤委員長) 山崎委員。

(山崎委員) 何点かお聞きをしましたけれども、先ほど申し上げましたように、こういった形のものでやったときに、何かあつれきが生じたり問題が生じたりっていうようなことが、それが一番危惧されるところなので、今までの御説明の中でいくと、それはまず心配しなくていいよとそういうふうに捉えていいわけですね。

(福澤委員長) よろしいですか。吉川事務局長。

(吉川事務局長) はい、私どもの理解ではそのように考えております。

(福澤委員長) そのほかいかがでしょうか。委員長、交代します。

(宮澤副委員長) それでは、福澤委員長、お願いします。

(福澤委員長) 2点伺いをしたいと思うのですが、先ほど坂巻委員と山崎委員からも出ましたその料金の部分で、今回のその条例の組み立て方とすると、第7条の部分では使用料の部分で、過半数がこの地域にお住まいの方の使用料を下段として安く設定する。8条のところの部分は減免という形になっていて、通常でその特例を出したりするような場合、減免の扱いで下げていくというようなイメージでいたんですけれども、今回その使用料という形の部分を下げていくんだということで組み立てられてるなっていうことで感じました。イメージとすると、公民館の利用とかそういった部分をイメージしたときに、例えばですね、公共的な活動をしているところは減免が100であったりとか、あと市とか町村の皆様、ちょっと教えていただきたいと思いますが、共催をしたような場合も100であったりとか、あと後援をした場合に50であったりとか。要は、その減免のこういうイメージの部分があるのですが、その部分と今回、要はこの域内に使用料の部分で下段を設定してあって、全体の使用料も今回は創造館と比べて安く設定をしたっていうことで先ほど御説明があったんですけど、その辺の部分でその使用料をいただく部分とあと減免の、今回その区分けをした考え方の部分をお聞きをしたい。

もう一点は、別表1のところに使用料のところで時間帯を示されてるんですけど、8 時半ではなくて9時からの設定になっている。その辺の、9時からにした理由とか考え 方の部分、この2点をお聞きしたいと思います。

(宮澤副委員長) 滝沢総務課長。

(滝沢事務局総務課長) 使用料に規定する場合と減免に対する区分けの考え方でございますが、やはり使用料というのは分かりやすいというのが一番だと考えておりましたので、先ほど申しましたように、郡市民の方に広く使っていただきたいという趣旨から、このような場合のものについてはこの料金になりますよっていうことを広く示したかったという点が大きな点でございます。あと、さらにやはり減免という形を用いたのは、こういった場合については若い方が使う場合については、さらにそれより安くしましょうよという思いを込めたという形になってございます。

あと時間帯につきましては、基本的には現在の飯田創造館の時間帯で運用したいなと

いうふうに利用団体の皆さんとも説明をしてきて御理解いただいておるという形になっておりますので、現在の飯田創造館の場合9時からということになってございますので、あわせて9時からの使用時間というふうに定めたということでございます。

(宮澤副委員長) それでは、委員長、お願いします。

(福澤委員長) ありがとうございました。趣旨の考え方の部分は理解をしたいと思うのですが。先ほ ど山崎委員も御心配をされてたような部分もあると思うんですね。特に、これから広域 の皆さん全体で利用しながらみんなが使いやすいっていうところを考えていかないとい けないところだと思います。

今言ったような部分、例えば8条の第1項第2号のところに、減免の部分ですけど、その他、広域連合長が適当と認めた場合、定める率とかそういう部分があるので、利用して、仮にちょっとどうかなっていうような部分が来た場合に、例えば、学生さんが利用したときにそれを本当に減免で落とすのか、それとも使用料という形できっちりいただくのかというところというのはなかなか議論をするべきところのような気もするので、その辺は余裕があるということで受け止めてよろしいですか。

(宮澤副委員長) 滝沢総務課長。

(滝沢事務局総務課長) 今議員おっしゃられたように、一応この形で使用料というのを定めましたが、 運用する中でやはり広く郡市民の方に使っていただきたいという趣旨でございますので、 運営しながら考えてまいりたいというふうに思ってございます。

以上でございます。

(宮澤副委員長) いいですか。よろしいですか。

(福澤委員長) はい。それでは、委員長を交代します。

そのほかいかがでしょうか。

平松委員。

(平松委員) 一番広い多目的ホールですけれども、これは載っておりませんけど、この使用は別な 形で使用するようになっていますか。同じ中には料金も何も載っておりませんけど、ど こかにその説明はありますか。

(福澤委員長) 吉川事務局長。

(吉川事務局長) 今回設置いたしますセンターの中に、いわゆる多目的ホールについては含めておりません。その理由は幾つかございますけれども、私どもといたしましてエス・バードにそれ以上の広さのホールを整備しておるわけでございますので、私どもの気持ちとすると、多目的ホールぐらいの広さが必要な催物・イベントであれば、ぜひエス・バードを使っていただきたいということが1つございます。

それからもう一つは、現在の多目的ホールの設備等がやはり少し老朽化をしてきておりますので、そこを例えば料金を頂いてお貸しするということになりますと、相当の設備改修等が必要になってくるのかなということで、今回については含めていないというそういう状況でございます。

(福澤委員長) 平松委員。

(平松委員) 私も民俗芸能をやっておりますので、そういう関係からいってもここで何かイベントをやるとかいろんなことも出るかと思いますけども、ステージもつくっていただいているようですので、そこら辺の場合は無料で行うということでよろしいですか。

(福澤委員長) 使うとしたらということですか。今御説明は、多分貸出しはしないという趣旨で答弁

があったんですけど。

吉川事務局長。

(吉川事務局長) 私どもとすると、一般の皆さんに使っていただく施設としては想定をしていないということでございますので、よろしくお願いします。

(福澤委員長) 要は一般的には使えない、要は、貸出しをしないという扱いになっているということ だと思います。はい、答弁の内容は。

先ほどの説明の部分でいくと、同じ同規模の分はエス・バードにあって、あと耐震の 部分も若干ちょっと問題があるということでしたかね。もう一度、再度すみません。 吉川事務局長。

(吉川事務局長) 建物の構造としての耐久性については問題がないというふうに思っておりますけれ ども、特に私どもが懸念しておりますのは空調の関係でございます。やはりあれだけの ボリュームの部屋でございますので、空調設備を改修すると相当高額の金額がかかると いうことがございます。あと細かいことを挙げていくといろいろございますけれども、 一番経費的に問題になるのは空調の部分かなというふうに思っております。

(福澤委員長) そのほかいかがでしょうか。よろしいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決をされました。

(2) 議案第25号「令和6年度南信州広域連合一般会計補正予算(第3号)案」

(福澤委員長) 次に、議案第25号「令和6年度南信州広域連合一般会計補正予算(第3号)案」を 議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

滝沢総務課長。

(滝沢事務局総務課長) それでは、議案第25号について御説明申し上げます。

事項別明細書にて歳出から先に説明をさせていただきますので、一般補12、13ページを御覧いただきたいと思います。

2款「総務費」、1項「総務管理費」は730万円の補正でございます。

内容は2点ございまして、1点目は、現在改修工事を行っております旧地場産業振興センターに新たに文化芸術活動支援センターを設置しますが、必要な消耗品それから備品購入費を補正したいとするものでございます。各備品等につきましては、現在飯田創造館で使用している備品を移設することで対応してまいりたいと考えてございますが、文化芸術活動支援センターに作品展を開催できる展示室につきまして、絵画や書、陶芸、

木工、華道など様々な作品展示ができますよう、また作品展の規模に応じて室内を仕切るそういった移動式の展示パネルでございますとか机や椅子を整備する必要が生じましたので、補正をお願いしたいとするものでございます。

2点目は、文化芸術活動支援センターに関しまして貸館を行う際、利用者の利便性を 高めるため、それから事務を効率的に行うためオンラインによる貸館予約システムを構 築する、そのための費用を補正したいとするものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。お戻りいただきまして、一般補10、 11ページを御覧いただきたいと思います。

8款「繰越金」は、純繰越金を補正したいとするものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(福澤委員長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。

山崎委員。

(山崎委員) 備品購入費は分かったんですけど、消耗品費の400万円、消耗品400万円ってい うとそんなに安くないなという感じがしますが、この中身は何でしょうか。

(福澤委員長) 滝沢総務課長。

(滝沢事務局総務課長) 中身につきましては、机ですとか椅子の類になりまして、1つのものにつきまして私どもの使っている財務規則上10万円以下については消耗品費で計上するという形になってございますので、総額を消耗品費で計上しているという形になります。

(福澤委員長) 山崎委員。

(山崎委員) はい、そういうことなら分かりました。さっきの机や椅子の話はあったんですけど、 これ何か備品購入費のほうに入るかなというイメージになっちゃうので、そうすると数 はどのぐらい購入なんですか。10万円以下は消耗品だという、こういう扱いだという お話なんですけど。

(福澤委員長) 滝沢総務課長。

(滝沢事務局総務課長) 今現在の予定でございますが、机40台、椅子40台ほどを予定してございます。 あとパーティションのほうを購入したいというふうに見積もってございます。

(福澤委員長) よろしいですか。そのほかいかがでしょう。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決をされました。

(3)議案第27号「令和5年度南信州広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」のうち、当委

員会付託分

(福澤委員長) 次に、議案第27号「令和5年度南信州広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」のうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

滝沢総務課長。

(滝沢事務局総務課長) それでは、議案第27号について御説明申し上げます。

初めに、歳出から説明をさせていただきたいと思いますので、主要な施策の成果を用いて説明をいたしたいと思います。なお、歳出に合わせて歳入も説明いたしますので、48ページの主要な施策の成果を御覧いただきたいと思います。

初めに、「議会運営業務」でございます。取組の状況ですが、定例会 2 回、臨時会 2 回開催。議員研修は、1 0 月に 2 班に分かれて実施をしてございます。決算額は 3 5 4 万 6 , 0 0 0 円、財源は市町村負担金となります。

中段の「道路整備等促進広域連携事業」でございますが、各種同盟会への負担金が主な内容となります。決算額は131万円、財源は市町村負担金でございます。

下段の「アリーナ機能を中心とする複合施設整備検討事業」でございます。令和4年 2月に策定をしました南信州リニア未来ビジョンの周知、それから修正等を行ってございます。決算額は8万4,000円、財源は一般財源となります。

次のページを御覧ください。

上段の「南信州ナンバープレート推進事業」等でございます。デザインを住民の方から募集し検討委員会にて候補作品の選定を行った後、住民投票を経て提案デザインを選考しておるという状況でございます。決算額は65万2,000円、財源は市町村負担金と一般財源となります。

中段の「景観形成プロジェクト事業」でございます。プロジェクト会議での検討、それから関係団体の協議・意見交換等を行っております。支出についてはございませんでした。

下段の「南信州移住促進プロジェクト事業」です。つながり人口創出のためイベントの開催ですとか、ワークショップツアーの開催、民間団体主催のイベントや国内最大級の移住相談イベントの「ふるさと回帰フェア」に出展等を行ってございます。決算額は177万1,000円、財源は県の地域発元気づくり支援金、市町村負担金のほか、一般財源となります。

50ページでございますが、上段の「ICT環境整備利活用研究プロジェクト事業」です。環境整備後の利活用について研究会を開催し、市町村担当者、県でございますとか民間事業者との情報交換を行ってございます。決算額は7,000円、財源は市町村負担金となります。

中段の「広域観光リニアプロジェクト推進事業」です。当圏域における観光地域づく りの戦略策定や事業を行うため、地域連携DMOに登録されました株式会社南信州観光 公社に対し、支援のための負担金を支出してございます。決算額は1,800万円、財 源は市町村負担金のほか、一般財源となります。

下段の「産業振興と人材育成の拠点事業」でございます。エス・バードの管理運営となります。施設整備を行うことに関しまして町村公債費負担金を支出してございます。 また施設運営につきましては、エス・バードの管理運営を指定管理者である公益財団法 人南信州・飯田産業センターに委託してございます。このほか、環境評価試験機器の更新積立負担金ですとか、ビジネスネットワーク支援センターの運営負担金等の負担金を支出してございます。決算額は7,667万9,000円です。財源は国の地方創生推進交付金、市町村負担金、雑入のほか、一般財源でございます。

次の51ページ上段を御覧ください。

「産業振興と人材育成の拠点事業」、人材育成となります。信州大学航空機システム 共同研究講座の運営支援のための負担金、ランドスケープ・プランニング共同研究講座 コンソーシアムの負担金等を支出しまして、また市町村への企業版ふるさと納税により ましていただいたものを信州大学南信州キャンパス構想推進基金へ積み立てているもの が支出となります。決算額は9,454万円、財源は国の地方創生交付金、市町村負担 金、財産運用収入、基金繰入金のほか、一般財源でございます。

中段の「地域公共交通事業」でございます。南信州地域公共交通問題協議会の運営、 JR飯田線期成同盟会の活動を行ってございます。決算額は207万5,000円、財 源は市町村負担金でございます。

続きまして、主要な施策の成果に記載のない歳出について御説明いたしますので、決 算書の21ページを御覧いただきたいと思います。

21ページの中段備考の欄でございますが、「02南信州広域連合事務センター施設管理費」でございます。この建物につきまして、地域医療福祉連携課の執務室でありますとか、広域連合事業のための会議室として活用しておりますが、令和5年度までは飯田市がワクチン集団接種会場として使用してございます。主な支出の内容は、施設内の警備や清掃業務、エレベーター等の設備保守点検業務等、施設の維持管理に必要な委託料や光熱水費となります。

飛びまして38、39ページを御覧いただきたいと思います。

下段の「公債費」でございますが、起債の元金及び利子の償還金となります。

次に、歳入でございますが、歳出の際に説明をさせていただきましたもの以外について説明をいたしますので14ページ、15ページを御覧いただきたいと思います。

9款「雑収入」につきましては、1項は預金利子ということでございます。2項雑入のうち「総務雑入」でございますが、新型コロナワクチン集団接種会場使用に係る飯田市の負担金でございますとか、産業振興と人材育成の拠点の雑入といたしまして、エス・バードの屋根に設置された太陽光発電システムに関する目的外使用許可使用料等がそれに当たります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(福澤委員長) 説明が終わりました。質疑は、決算書のページを告げてからお願いをしたいと思います。

御質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第27号の当委員会付託分について採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり認定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第27号の当委員会付託分は、原案のとおり認定をされました。

(4) 議案第28号「令和5年度南信州広域連合南信州広域振興基金特別会計歳入歳出決算認定について」

(福澤委員長) 次に、議案第28号「令和5年度南信州広域連合南信州広域振興基金特別会計歳入歳 出決算認定について」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

滝沢総務課長。

(滝沢事務局総務課長) それでは、議案第28号について御説明申し上げます。

この特別会計は、広域振興基金15億円の運用益を活用しまして、広域振興につながるソフト事業等を行っているものでございます。

初めに歳出につきまして、主要な施策の成果を用いて御説明いたしますので、主要な 施策の成果70ページを御覧いただきたいと思います。

「マーケティングの視点による持続可能な地域づくりプロジェクト事業」でございます。こちらにつきましては、NPO法人南信州山都共同社中が行います事業へ負担金の支出を行ってございます。決算額は100万5,000円、財源は財産運用収入となります。

次に、「民俗芸能保存継承プロジェクト事業」となります。南信州民俗芸能継承推進 協議会及び伊那谷民俗芸能団体連絡協議会への負担金の支出を行ってございます。決算 額は60万円、財源は財産運用収入となります。

続きまして、主要な施策の成果に記載のない歳出について御説明いたしますので、決 算書の63ページを御覧ください。

中段の「11一般会計繰出金」でございますが、特別会計から一般会計に繰出しを行ったものでございます。

次に、歳入でございますが、歳出の際に説明をさせていただきましたもの以外について説明をいたしますので、決算書の60、61ページを御覧いただきたいと思います。

4款「繰越金」は、前年度からの純繰越金となります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(福澤委員長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり認定することに、御異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。 よって、議案第28号は、原案のとおり認定をされました。

5. 閉会

(福澤委員長) 以上で、本日の総務産業委員会を閉会といたします。 大変お疲れさまでした。

議案審査は、以上となります。

閉 会 午後 2時49分

南信州広域連合議会委員会条例28条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

南信州広域連合議会総務産業委員長